

# 外来で長期収載品の処方を希望する場合 選定療養費のお支払いが生じます

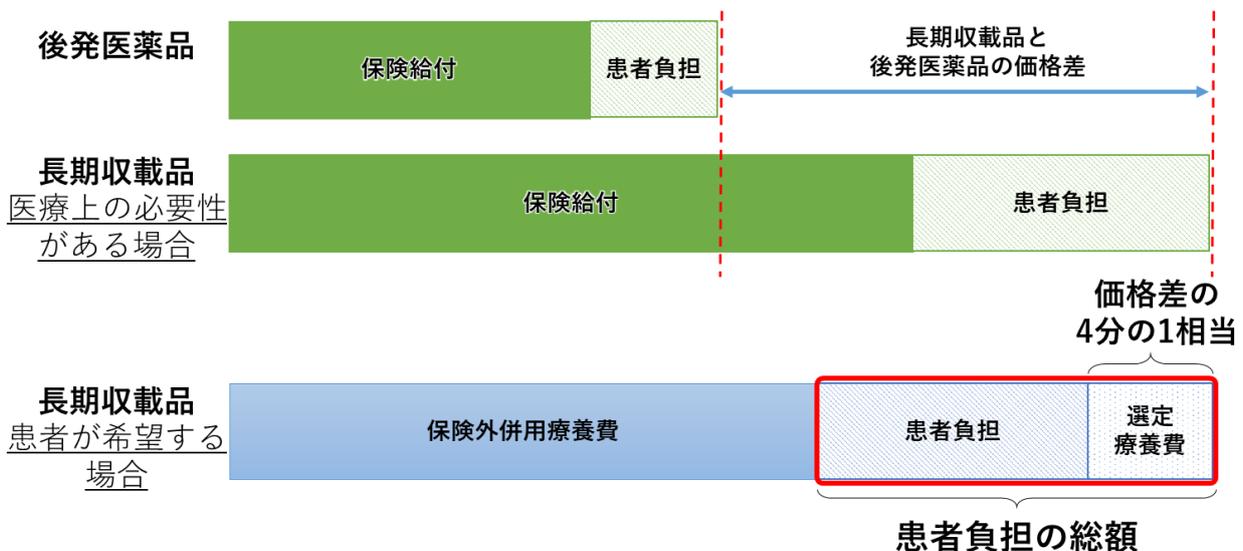
診療報酬の改定により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、外来において患者さんの希望で厚生労働省が指定する長期収載品（先発医薬品）が処方される場合は、選定療養費のお支払いが生じます。

## ◆選定療養費の対象となる長期収載品

後発医薬品が市場に流通してから5年を経過したもの、又は後発医薬品への置き換えの割合が50%を超えたもの

## ◆自己負担額

後発医薬品の最高価格帯との価格差 4 分の 1 相当の金額と消費税



※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※選定療養費の負担を含めた総額は、薬の金額や処方日数等によって異なります。

※国や地方単独の公費負担医療制度（重度心身障害者医療受給者証やこども医療費助成など）をご利用の場合も負担の対象となります。

ただし、以下の場合は引き続き保険給付となります。

- 医師により医療上の必要性があると認められる場合
- 後発医薬品を提供することが困難な場合
- バイオ医薬品が処方される場合

山口県立総合医療センター 院長

(R6.10 医事課作成)